

ケアマネジメント推進部会運営要綱

令和6年2月●日部会長決定

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第七条の規定に基づき、ケアマネジメント推進部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(職務)

第二条 部会は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第二条に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるとともに、関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。

(組織)

第三条 部会（ワーキンググループを除く）を組織する委員等（以下「部会委員」という。）は15人以内とする。
2 部会委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第四条 部会長は、会務を総理する。
2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第六条 部会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。
2 前項に基づき、部会に次の表の左欄に掲げるワーキンググループを設置し、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を担当する。

ワーキンググループ	担任する事務
地域生活促進アセスメントワーキンググループ	本部会の職務のうち、入所待機者や入所者の地域生活を促進するためのアセスメント内容の検討に関すること

3 ワーキンググループに属する委員等は、部会長が指名する。
4 ワーキンググループにワーキンググループ長を置き、部会長が指名する委員等がこれに当たる。

5 ワーキンググループ長は、ワーキンググループの会務を掌理する。
6 前条の規定にかかわらず、部会は、部会長の同意を得て、ワーキンググループの決議をもって部会の決議とすることができる。

(守秘義務)

第七条 部会委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議録)

第八条 部会長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席部会委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(会議の公開)

第九条 部会は、会議の公開に関する指針（昭和六十年十一月二十六日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。

(意見の聴取等)

第十条 部会は、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第十一条 部会の庶務は、福祉部障がい福祉室地域生活支援課において行う。

(委任)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、部会又はワーキンググループの運営に関し必要な事項は、それぞれ部会長又はワーキンググループ長が定める。

附則

この要綱は、平成24年12月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。

ケアマネジメント推進部会運営要綱 新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(ワーキンググループ)</p> <p>第六条 部会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。</p> <p>2 前項に基づき、部会に次の表の左欄に掲げるワーキンググループを設置し、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を担当する。</p>		<p>(ワーキンググループ)</p> <p>第六条 部会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。</p> <p>2 前項に基づき、部会に次の表の左欄に掲げるワーキンググループを設置し、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を担当する。</p>	
ワーキンググループ	担任する事務	ワーキンググループ	担任する事務
<u>地域生活促進アセスメント事業ワーキンググループ</u>	<u>本部会の職務のうち、入所待機者や入所者の地域生活を促進するためのアセスメント事業の内容検討に関する</u> こと	<u>相談支援従事者研修内容検討ワーキンググループ</u>	<u>本部会の職務のうち、相談支援従事者研修の内容検討に関する</u> こと

附 則

この要綱は、令和6年2月●日から施行する。